

(別添)

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱新旧対照表

	現 行
医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱
(通 則)	(通 則)
1. (略)	1. (略)
(交付の目的)	(交付の目的)
<p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性を向上すること、地域医師等を行うための医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費に充てることにより感染症患者に対する良質な医療の提供に要する経費に充てること、医療事故などに関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費に充てることにより医療安全に関する取組の推進、再発防止を図ること、診療行為に起因した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要経費を補助すること、産科医療補償制度の運営に必要経費を総合的に検討して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出すること、最新の医療の質の向上に必要経費を推進することにより医療の質の向上を図ること、及び監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要経費を補助することにより死因究明の体制づくりを推進すること並びに、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。</p>	<p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性を向上すること、地域医師等を行うための医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費に充てることにより感染症患者に対する良質な医療の提供に要する経費に充てること、医療事故などに関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費に充てることにより医療安全に関する取組の推進、再発防止を図ること、診療行為に起因した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要経費を補助すること、産科医療補償制度の運営に必要経費を総合的に検討して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出すること、最新の医療の質の向上に必要経費を推進することにより医療の質の向上を図ること、及び監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要経費を補助することにより死因究明の体制づくりを推進すること並びに、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。</p>
(交付の対象)	(交付の対象)
<p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。        なお、以下の(1)①ア、④アからク、⑤イ及びオ及び(2)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p>	<p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。        なお、以下の(1)①ア、④ア及びウ、⑤イ及びオ及び(2)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p>
(1) 医療施設運営費等補助金	(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等 (略)

② 救急医療対策事業 (略)

③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)

④ 医療安全推進事業 (略)  
了。医療事故情報収集等事業  
平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局  
長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団  
法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・  
提供事業

イ (略)  
ウ 産科医療補償制度運営事業  
平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局  
長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財  
団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑤ 災害医療対策事業等 (略)

⑥ 地域医療確保支援事業 (略)

⑦ 臨床研究拠点等整備事業  
了。臨床研究中核病院整備事業  
平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長  
通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研  
究拠点等整備事業実施要綱」という。))に基づき、厚生労働大臣が  
適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業

イ 早期・探索的臨床試験拠点整備事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当  
と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ウ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適  
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業  
エ 医薬品等治験基盤整備事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適  
当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業  
(削除)

① へき地保健医療対策事業等 (略)

② 救急医療対策事業 (略)

③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)

④ 医療安全推進事業 (略)  
了。医療事故情報収集等事業  
平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局  
長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法  
人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・  
提供事業

イ (略)  
ウ 産科医療補償制度運営事業  
平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局  
長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、財団  
法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑤ 災害医療対策事業等 (略)

⑥ 地域医療確保支援事業 (略)

⑦ 臨床研究拠点等整備事業

了。早期・探索的臨床試験拠点整備事業  
平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長  
通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研究  
拠点等整備事業実施要綱」という。))に基づき、厚生労働大臣が適当  
と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

イ グローバル臨床研究拠点整備事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適  
当と認める者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業  
ウ 医薬品等治験基盤整備事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適  
当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業  
エ 治験拠点病院活性化事業  
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適  
当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業

⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)

⑨ 異状死死因究明支援事業 (略)

⑩ (削除)

⑪ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業  
平成24年4月5日医政発0405第22号厚生労働省医政局局長通知の別紙「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」に基づき 株式会社三才イ学館が行う外国人患者受入医療機関認証制度推進事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金  
中毒情報センター情報基盤整備事業  
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～⑧ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
85,208千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料

⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)

⑨ 異状死死因究明支援事業 (略)

⑩ 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業  
「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金  
中毒情報センター情報基盤整備事業  
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～⑧ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料

- 3. 職員手当等
- 4. 法定福利費
- 5. 賃金
- 6. 報償費
- 7. 需用費 (消耗品費、印刷製本費)
- 8. 役務費
- 9. 備品購入費 (サーバー)
- 10. 使用料及び賃借料
- 11. 委託料 (上記1から10に該当するもの。)

②～③ (略)

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① (略)
- ② DMA T事務局等運営事業
- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
DMA T事務局事業	50,005千円	DMA T事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 (謝金) 6. 報償費 7. 旅費 (消耗品費、印刷製本費) 8. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料 (会場借料等) 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費
災害医療調査ヘリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅費

- 3. 職員手当等
- 4. 法定福利費
- 5. 賃金
- 6. 報償費
- 7. 需用費 (消耗品費、印刷製本費)
- 8. 役務費
- 9. 備品購入費 (サーバー)
- 10. 使用料及び賃借料
- 11. 委託料 (上記1から10に該当するもの。)

②～③ (略)

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① (略)
- ② DMA T事務局等運営事業
- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
DMA T事務局事業	14,150千円	DMA T事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 (謝金) 6. 報償費 7. 旅費 (消耗品費、印刷製本費) 8. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料 (会場借料等) 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費
災害医療調査ヘリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅費

		賃借料 (消耗品費、医薬 需用費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		2. 賃借料 (消耗品費、医薬 需用費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		3. 需用費 (消耗品費、医薬 材料費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		4. 役務費 (通信運搬費)

③～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
① 医療事故情報収集等事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	90,186千円
2. 対象経費	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 掲げる経費 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	120,245千円
2. 対象経費	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、

		賃借料 (消耗品費、医薬 需用費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		2. 賃借料 (消耗品費、医薬 需用費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		3. 需用費 (消耗品費、医薬 材料費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費)
		4. 役務費 (通信運搬費)

③～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
① 医療事故情報収集等事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	87,922千円
2. 対象経費	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 掲げる経費 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	119,155千円
2. 対象経費	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、

印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費

③ 産科医療補償制度運営事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額 77,887千円	2. 対象経費 産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費
--------------------	--

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごととに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 臨床研究中核病院整備事業  
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の表支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額 厚生労働大臣が必要と認めた額	2. 対象経費 臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費) 2. 報償費(謝金) 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料(上記1から6に掲げる経費に該当するもの。) 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費
--------------------------	---

印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費

③ 産科医療補償制度運営事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額 80,237千円	2. 対象経費 産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費
--------------------	--

② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業  
(略)

③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)</li> <li>2. 賃金 (謝金)</li> <li>3. 報償費</li> <li>4. 旅費 (消耗品費、印刷製本費)</li> <li>5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費)</li> <li>6. 会議費、図書購入費</li> <li>7. 役務費</li> <li>8. 使用料及び賃借料</li> <li>9. 備品購入費</li> <li>9. 委託料 (上記1から8に掲げる経費に該当するもの。)</li> </ol>

④ 医薬品等治験基盤整備事業  
(略)

(削除)

① 早期・探索的臨床試験拠点整備事業  
(略)

② グローバル臨床研究拠点整備事業  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>グローバル臨床研究拠点整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)</li> <li>2. 賃金 (謝金)</li> <li>3. 報償費</li> <li>4. 旅費 (消耗品費、印刷製本費)</li> <li>5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費)</li> <li>6. 会議費、図書購入費</li> <li>7. 役務費</li> <li>8. 使用料及び賃借料</li> <li>9. 備品購入費</li> <li>9. 委託料 (上記1から8に掲げる経費に該当するもの。)</li> </ol>

③ 医薬品等治験基盤整備事業  
(略)

④ 治験拠点病院活性化事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)</li> <li>2. 賃金</li> <li>3. 旅費</li> <li>4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)</li> <li>5. 役務費 (通信運搬費)</li> </ol>

- 6. 使用料及び賃借料
- 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。）

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 団体当たり 20,062千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役員費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 箇所当たり 7,424千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 5. 役員費（通信運搬費、解剖経費、死亡画像診断経費） 6. 備品購入費 7. 委託料（上記1～6に掲げる経費）

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 団体当たり 17,558千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役員費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 箇所当たり 7,424千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 5. 役員費（通信運搬費、解剖経費、死亡画像診断経費） 6. 備品購入費 7. 委託料（上記1～6に掲げる経費）



費に該当するもの)

(10) (削除)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
13,580千円	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費 (職員給与費、法定福利費)
	2. 賃金
	3. 報償費 (謝金)
	4. 旅費
	5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費)
	7. 使用料及び賃借料
	8. 委託料 (上記1から7に掲げる経費に該当するもの。)

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。  
(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。  
また、東日本大震災復興特別会計にかかる経費は、その他の経費との間で配

費に該当するもの)

(10) 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。  
(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

分の変更をしてはならないものとする。

(別表)

区 分	事 業	名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業	
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業	
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業	
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業	

(2) ~ (15) (略)

(16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に對する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業

ア、～イ、(略)

(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(別表)

区 分	事 業	名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のため の支援事業	
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業	
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業	
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業	

(2) ~ (15) (略)

(16) 財団法人日本中毒情報センター、財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に對する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦、⑧及び⑩の事業

ア、～イ、(略)

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業  
公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の様式による申請書  
に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するもの  
とする。

(5) ~ (6) (略)

(7) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業  
株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、第17号様式による申請書に關係書類  
を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業  
都道府県知事は、第7号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度  
6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)  
9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7  
の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)又は7の(8)若しくは8  
による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定  
(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業  
公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したとき  
は、第9号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度6月30日(6の  
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知  
を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものと  
する。

(3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業  
公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したと  
きは、第10号の1様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日  
(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の  
通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するも  
のとする。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業  
財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の様式による申請書に  
關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものと  
する。

(5) ~ (6) (略)

(7) (1)から(6)まで以外の事業  
都道府県知事は、第7号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度  
6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7  
の(4)、7の(5)、7の(6)又は7の(7)若しくは8による申請書が  
到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を  
含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業  
財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したとき  
は、第9号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度6月30日(6の  
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知  
を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものと  
する。

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業  
財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、  
第10号の1様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6の  
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を  
受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとす  
る。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(5)～(6) (略)

(7) 公募により選定された事業者が行う3の(1)の⑧の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業

株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) (1)から(8)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. (略)

(その他)

13. (略)

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(5)～(6) (略)

(7) 公募により選定された事業者が行う3の(1)の⑧及び⑩の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. (略)

(その他)

13. (略)

(様式)

第17号様式

平成 年 月 日  
番 号

厚生労働大臣 殿

株式会社ニチイ学館代表取締役社長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円

2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)

3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)

4. 事業計画書 (別紙3)

5. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。)
- (2) 委託契約書の写(委託運営している場合)
- (3) その他参考となる資料

第18号様式

号  
日  
平成 年 月 日  
番

厚生労働大臣 殿

株式会社ニライ学館代表取締役社長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- |  | 金 円 |
|--|-----|
| 1. 国庫補助精算額   |     |
| 2. 国庫補助金精算額調書 (別紙1)                                |     |
| 3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)                               |     |
| 4. 事業実績報告書 (別紙3)                                   |     |
| 5. 添付書類  |     |
| (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。) |     |
| (2) その他参考となる資料                                     |     |